

坂戸市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和6年11月12日

坂戸市監査委員 野村 康
同 森田 文明

1 監査の実施期日及び対象

監査の実施期日	監 査 の 対 象
令和6年10月10日	坂戸児童センター、三芳野児童センター、大家児童センター、千代田児童センター
令和6年10月15日	西清掃センター（東清掃センター、サツキクリーンセンターを含む）、東坂戸出張所、北坂戸出張所、こども家庭センター、市民健康センター
令和6年10月21日	社会教育課（歴史民俗資料館含む）、教育総務課

2 監査事項

令和6年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況

3 監査結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について、関係法令に則り適正、かつ効率的に行われているか監査を行ったが、その内容は概ね適正に処理されているものと認められた。

なお、事務処理上留意すべき点については、監査執行の際口頭で述べたが、今後とも適正な執行に努められたい。